

長崎県指定障害福祉サービス事業所等関係法人代表者 様

長崎県障害福祉課長  
(公 印 省 略)

令和7年度福祉・介護職員処遇改善加算の届出について（通知）

日頃から本県の障害福祉行政の推進にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記加算を算定にあたっては、年度ごとに届出が必要となりますので、令和7年度に加算を算定される場合は、下記により関係書類をご提出ください。

また、事務処理手順等については、別添の令和7年3月7日付け通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」をご参照いただきますようお願いいたします。

また、届出に係る通知書、提出書類の様式、参考資料を県ホームページに掲載しておりますので、併せてご確認ください。

記

- 1.提出書類 別紙のとおり
- 2.提出期限 令和7年4月15日（火）  
※4月又は5月から処遇改善加算等を取得する場合は、上記期限までに提出してください。  
※6月以降に取得する場合は、取得する月の前々月末日までが提出期限となります。
- 3.提出方法 郵送  
※長崎市・佐世保市指定の事業所は各市の手続きによること。
- 4.提出先 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1 1階  
長崎県障害福祉課自立就労支援班 処遇改善担当 宛て
- 5.問合せ先 厚生労働省コールセンター  
電話番号：050-3733-0230  
受付時間：9:00～18:00（土日含む）
- 6.ホームページ 掲載先 [トップページ（組織で探す）>福祉保健部>障害福祉課>お知らせ\(事業者用\)>各種調査>令和7年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出](#)

## 令和7年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について

## (1) 提出書類

| 様式       | 提出書類   | 備考             |
|----------|--|----------------|
| 別紙様式 2-1 | 処遇改善加算 総括表<br>福祉・介護職員処遇改善加算 処遇改善計画書<br>(令和7年度) | <u>必須</u>      |
| 別紙様式 2-2 | 処遇改善加算 個票                                      | <u>必須</u>      |
| 別紙様式 5   | 特別な事情に係る届出書<br>※提出前に事前に障害福祉課へご連絡ください。          | 必要な場合のみ<br>(※) |
| 様式第5号    | 介護給付費等(障害児給付費)算定に係る体制等に関する届出書                  | <u>必須</u>      |
|          | 介護給付費等(障害児給付費)算定に係る体制等状況一覧表                    | <u>必須</u>      |

## (2) 留意事項

## ➤ 全般について

- ・例年計画書提出後の不備修正等に多大な時間を要しており、計画書作成にあたっては本通知や別添国通知のほか、計画書様式内の注意事項や様式2-1内の「提出前のチェックリスト」をご確認いただき、内容を十分に理解した上で作成をお願いいたします。
- ・計画書の内容が不十分な場合(加算要件を満たしていない、必要書類がそろっていない等)、不受理とする場合がありますので十分ご注意ください。
- ・計画書及び実績報告書の内容を証明する資料は、障害福祉サービス事業者等が適切に保管し、都道府県等からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう整理をしてください。

## ➤ 提出先について

- ・中核市(長崎市・佐世保市)指定の事業所については、各市の手続きに従ってください。
- ・複数事業所を一括で提出している事業者にて、県指定事業所と中核市指定事業所が混在する場合は、県および中核市の両方に提出をする必要があります。

## ➤ 人材確保・職場環境改善等事業費補助金について

- ・人材確保・職場環境改善等事業費補助金を申請する場合は別途手続きが必要です。
- ・当該補助金は、**中核市指定の事業所についても、県への申請手続きが必要です。**
- ・手続きの詳細は、ホームページをご確認ください。
- ・[長崎県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金の手続きについて | 長崎県](https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/shogaisha/oshirase-shogai/sha/tyousa/656683.html)
- ・<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/shogaisha/oshirase-shogai/sha/tyousa/656683.html>

➤ 変更の届出について

当初提出した計画書に以下のような変更が生じた場合は、原則加算を取得する月の前々月末までに変更に係る届出書および関係書類を提出すること。

- ・ 会社法による吸収合併、新設合併等による計画書の作成単位が変更となる場合
- ・ 複数事業所を一括して申請を行う事業者において、事業所に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合
- ・ 就業規則を改正（職員の処遇に関する内容に限る。）した場合
- ・ キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

長崎県障害福祉課自立就労支援班

TEL:095-895-2455 FAX:095-823-5082